

Ⅲ 資料編

- 資料 1 犯罪被害者等基本法の概要
- 資料 2 犯罪被害者等基本法
- 資料 3 犯罪被害給付制度の概要
- 資料 4 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援
に関する法律
- 資料 5 沖縄県犯罪被害者等支援条例の概要
- 資料 6 沖縄県犯罪被害者等支援条例
- 資料 7 沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則
- 資料 8 沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領
- 資料 9 具体的施策一覧

犯罪被害者等基本法の概要

■目的■(犯罪被害者等の権利利益を保護)

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
- 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■(犯罪被害者等)

- 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等(第11条)
- 損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- 給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- 居住及び雇用の安定(第16～17条)
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- 国民の理解の増進(第20条)
- 調査研究の推進等(第21条)
- 民間の団体に対する援助(第22条)
- 意見の反映及び透明性の確保(第23条)

■犯罪被害者等基本計画■

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

■年次報告■

■犯罪被害者等施策推進会議■

- 会長：内閣総理大臣
- 委員(10人以内)：
 - ・国家公安委員会委員長
 - ・内閣総理大臣が指定する国務大臣
 - ・内閣総理大臣が任命する犯罪被害者等の支援等に関する有識者



【各省庁】
基本計画にのっとり
施策を実施

資料2 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれ

ている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員
の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれ
ている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解
を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を
行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に
受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の
推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成
及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯
罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を
図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資
するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保す
るための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」とい
う。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議
するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検
証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べ
ること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命
する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

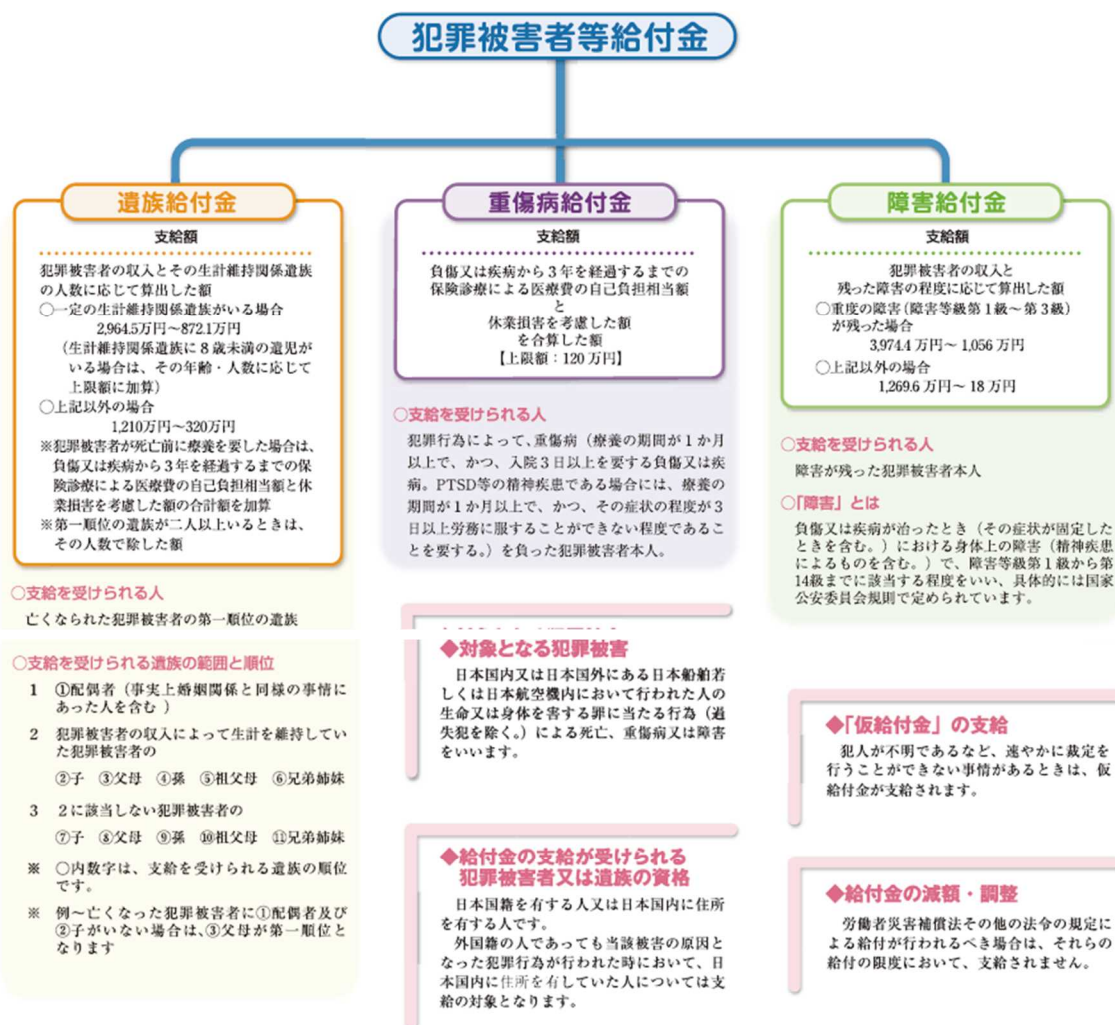
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一七年三月政令六七号により、平成一七・四・一から施行]

(以下略)

資料3 犯罪被害給付制度の概要



(出典：警察庁「犯罪被害給付制度パンフレット(令和3年10月)」)

資料4 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）

（目的）

第一条 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

2 この法律において「犯罪被害」とは、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。

3 この法律において「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

4 この法律において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

5 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

6 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で政令で定める程度のものをいう。

7 この法律において「犯罪被害者等給付金」とは、第四条に規定する遺族給付金、重傷病給付金又は障害給付金をいう。

（犯罪被害者等給付金の支給）

第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

（犯罪被害者等給付金の種類等）

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。）

二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負つた者

三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者

(遺族の範囲及び順位)

第五条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

3 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族としない。遺族給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき。

(他の法令による給付等との関係)

第七条 遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。）及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

2 重傷病給付金及び遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分に限る。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する法律以外の法令（条例を含む。以下この項において同じ。）の規定により療養に関する給付（同条第二項に規定する給付期間におけるものに限る。）が行われるべき場合又はその療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかつたことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令の規定による給付（同条第三項に規定する休業日に係るものに限る。）が行われるべき場合には、それらの給付の限度において、支給しない。

(損害賠償との関係)

第八条 犯罪被害を原因として犯罪被害者又はその遺族が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない。

2 国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。

(犯罪被害者等給付金の額)

第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する遺族給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間（以下この項及び次項において「給付期間」という。）における療養に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の政令で定める法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた給付期間における療養に関する給付の額を控除して得た額（当該犯罪被害者がこれらの法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合その他政令で定める場合にあつては、当該控除して得た額に相当するものとして政令で定める額）をいう。次項及び第五項において同じ。）とする。

3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日（給付期間内の日（当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第三日目までの日を除く。））に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合（国家公安委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。）がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額（当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日（以下この項において「部分休業日」という。）が含まれるときは、当該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。）を加えた額とする。

4 前二項の規定により算定した額が第七条第二項に規定する法令の規定による給付との均衡を考慮して政令で定める額を超える場合における重傷病給付金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該政令で定める額とする。

5 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額（その額が前項の政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額）を加えた額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該療養についての犯罪被害者負担額

二 当該療養についての休業日がある場合 当該療養についての犯罪被害者負担額に休業加算額を加えた額

6 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

7 障害給付金の額は、政令で定めるところにより算定する障害給付基礎額に、障害の程度を基

準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

(裁定の申請)

第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知った日から二年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第一項の申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、同項の申請をすることができる。

(裁定等)

第十一条 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定（支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、当該申請をした者は、当該額の犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利を取得する。

3 犯罪被害者について重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

(仮給付金の支給等)

第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知ることができず、又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者（次条第一項及び第三項において「申請者」という。）に対し、政令で定める額の範囲内において、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。

2 国は、前項の決定があつたときは、仮給付金を支給する。

3 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、国は、仮給付金の額の限度において犯罪被害者等給付金を支給する責めを免れる。この場合において、当該裁定で定める額が仮給付金の額に満たないときは、その者は、その差額を返還しなければならない。

4 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給しない旨の裁定があつたときは、その者は、仮給付金に相当する金額を返還しなければならない。

5 仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又はその遺族が死亡したときは、国は、当該仮給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金又は当該遺族が支給を受けようとしていた遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責めを免れる。

(裁定のための調査等)

第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせ

ることができる。

2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなくて、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、裁定の手續その他裁定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金（仮給付金を含む。以下この項及び第十九条において同じ。）の支給を受けた者がいるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第十六条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間行使しないときは、時効により消滅する。

(犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護)

第十七条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、公安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方自治法の特例)

第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公

安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

（審査請求と訴訟との関係）

第二十一条 第十一条第一項の裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（犯罪被害者等の支援）

第二十二条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならない。

2 警察本部長等は、前項の規定に基づく措置をとるに当たっては、関係する機関の活動との連携及び調和の確保に努めなければならない。

3 公安委員会は、次条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体（第五項において「犯罪被害者等早期援助団体等」という。）の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国家公安委員会は、第一項又は前項の規定に基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

5 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等が組織する団体に対し、当該犯罪被害者等早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、国家公安委員会、公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（犯罪被害者等早期援助団体）

第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。）として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸

与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。

- 3 犯罪被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行うに当たっては、第一項の指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。
- 4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第二項第二号又は第四号に掲げる事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。
- 5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。
- 8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
- 9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(経過措置)

第二十四条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

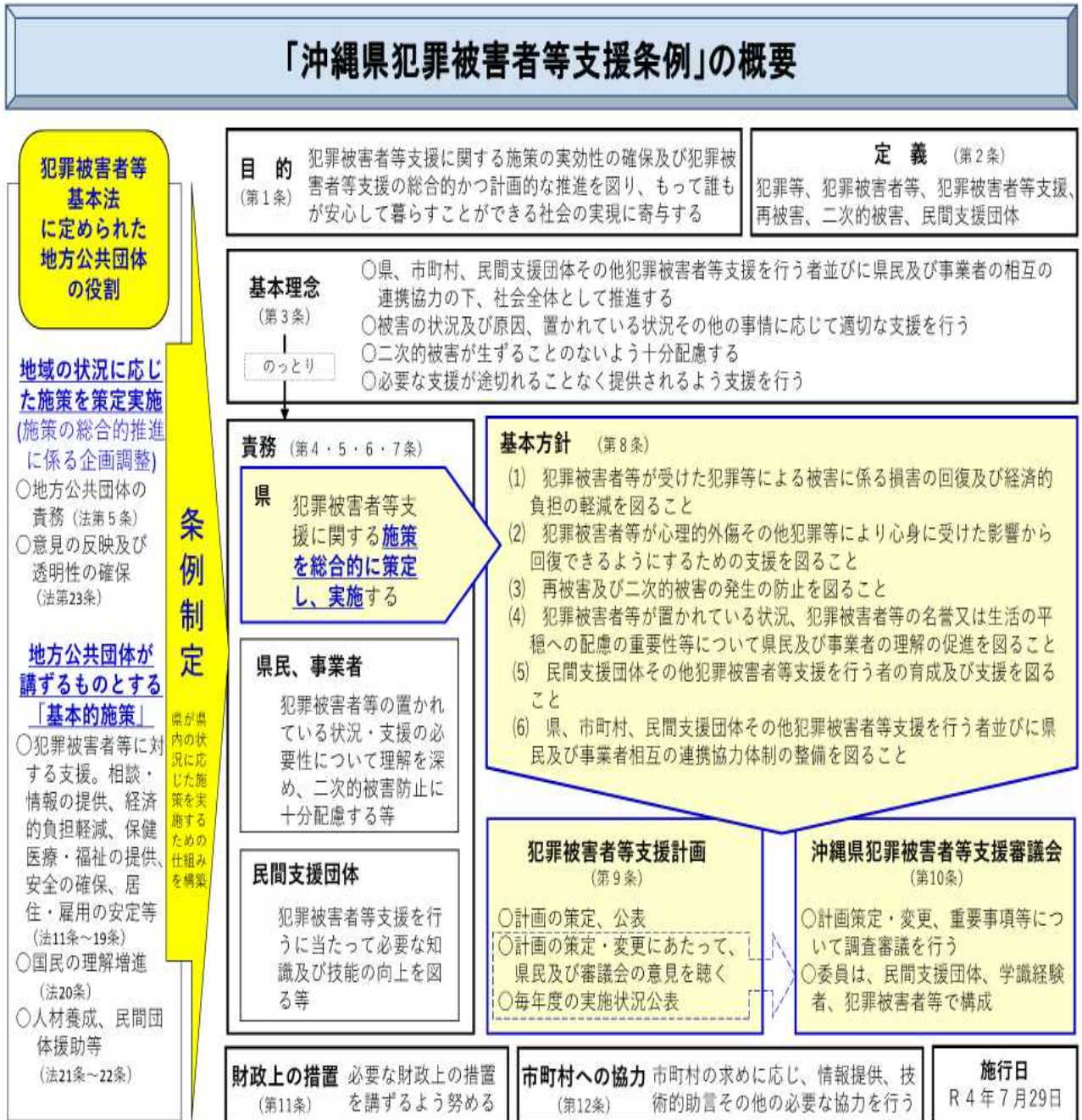
第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行し、この法律の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害について適用する。

(以下略)



資料6 沖縄県犯罪被害者等支援条例

沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年沖縄県条例第42号）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び県が講ずる施策の基本的な事項を定めるとともに、当該施策の策定に犯罪被害者等その他関係者の意見を反映するための措置を講ずることにより、犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかななければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、当該民間支援団体が犯罪被害者等支援を行うに当たって必要な知識及び技能の向上を図るよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害に係る損害の回復及び経済的負担の軽減を図ること。
- (2) 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための支援を図ること。
- (3) 再被害及び二次的被害の発生の防止を図ること。
- (4) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の理解の促進を図ること。
- (5) 民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者の育成及び支援を図ること。
- (6) 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者相互の連携協力体制の整備を図ること。

(犯罪被害者等支援計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 前条に規定する基本方針を踏まえて県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めようとするときは、広く県民の意見を求め、及び沖縄県犯罪被害者等支援審議会に諮問するものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した施策の実施状況その他犯罪被害者等支援に関する事項を公表するものとする。

(沖縄県犯罪被害者等支援審議会)

第10条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関する重要事項について、

知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

- 3 審議会は、委員8人以内で組織する。
- 4 委員は、民間支援団体の職員、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第12条 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の一部改正)
- 2 ちゅらうちな一安全なまちづくり条例(平成15年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

「第8章 犯罪被害者等に対する支援(第25条—第28条)

目次中 第9章 アルコール関連犯罪の防止(第29条—第33条)

「第8章 アル

を

第10章 雑則(第34条)

第9章 雑則

」

コール関連犯罪の防止(第25条—第29条)

(第30条)

に改める。

」

第1条中「、犯罪の被害者等の支援」を削る。

第8章を削る。

第9章中第29条を第25条とし、第30条から第32条までを4条ずつ繰り上げる。

第33条中「第31条」を「第27条」に改め、第9章中同条を第29条とし、同章を第8章とする。

第34条中「、第28条及び第31条」を「及び第27条」に改め、第10章中同条を第30条とし、同章を第9章とする。

資料7 沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則

沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則（令和4年沖縄県規則第33号）

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年沖縄県条例第42号）第10条第8項の規定に基づき、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において処理する。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正）
- 2 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（沖縄県行政組織規則の一部改正）

- 3 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

資料8 沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領

沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領

[令和4年11月2日沖縄県犯罪被害者等支援審議会決定]

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則（令和4年沖縄県規則第33号）第6条の規定に基づき、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により、非公開とされる場合
- (2) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報（不開示情報）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(公開の方法等)

第3条 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。
- 3 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- 4 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、審議会を所管する沖縄県子ども生活福祉部による会議開催の公表時に示すこととする。

(会議の公開の可否の決定権限等の委任)

第4条 審議会の会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すことが望ましいことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、審議会の庶務を処理する沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長（以下「課長」という。）に委任する。課長は、前2条の規定に基づき決定を行うこととし、疑義がある場合は、会長と調整のうえ決定を行うこととする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年11月2日から施行する

資料9 具体的施策一覧

具体的施策一覧

施策名	所管部局等	頁
基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号関係）		
1 損害賠償請求等に関する援助（基本法第12条関係）		
1 交通事故相談所での相談等	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課	16
2 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察本部 警務部広報相談課	16
3 暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察本部 刑事部組織犯罪対策課	16
2 経済的負担の軽減（基本法第13条関係）		
4 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課	17
5 犯罪被害者支援に係る公費支出	警察本部 警務部広報相談課 子ども生活福祉部 女性力・平和推進課	17
6 犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知	警察本部 警務部広報相談課	17
7 福祉資金貸付制度の活用	子ども生活福祉部 福祉政策課 青少年・子ども家庭課	17
3 居住の安定（基本法第16条関係）		
8 公営住宅への優先入居及び一時使用	土木建築部 住宅課	18
9 民間住宅への入居支援	土木建築部 住宅課	18
10 被害直後における居住場所の確保	警察本部 警務部広報相談課	18
4 雇用の安定（基本法第17条関係）		
11 事業主の理解の促進	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課	19
12 犯罪被害者等への就労支援	商工労働部 雇用政策課	19
13 労働相談窓口の設置及び周知	商工労働部 労働政策課	19
14 個別労働紛争解決制度の周知	商工労働部 労働政策課	19

施策名	所管部局等		頁
基本方針2 精神的・身体的被害の回復（条例第8条第2号関係）			
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）			
15 性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）の運営	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	20
16 おきなわ子ども虐待ホットライン	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	20
17 精神保健福祉相談の実施	保健医療部	地域保健課 保健医療総務課	20
18 精神通院医療の公費負担	保健医療部	地域保健課	21
19 生活再建等に資する福祉サービス支援制度の活用	子ども生活福祉部	保護・援護課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課	21
20 学校における教育相談体制の充実	教育庁	義務教育課 県立学校教育課	21
21 不登校の児童生徒に対する支援	教育庁	義務教育課 県立学校教育課	22
22 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	警察本部	警務部広報相談課 生活安全部少年課	22
2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（基本法第18条・19条関係）			
23 迅速・確実な被害の届出の受理等	警察本部	関係各課	23
24 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警察本部	刑事部捜査第一課	23
25 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	警察本部	刑事部捜査第一課	23
26 犯罪被害者等の意向に配慮した証拠物件の取扱い	警察本部	刑事部刑事企画課	24
27 捜査に関する適切な情報提供等（被害者連絡制度、民間団体との連携）	警察本部	刑事部刑事企画課 警務部広報相談課	24
28 交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故事件捜査の推進	警察本部	交通部交通指導課	24
29 女性警察官の配置等	警察本部	関係各課	24
30 被害児童からの事情聴取における配慮	警察本部	刑事部刑事企画課 生活安全部少年課	24
31 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善	警察本部	関係各課	24

施 策 名		所 管 部 局 等		頁
基本方針 3 再被害・二次的被害の防止（条例第8条第3号関係）				
1 安全の確保（基本法第15条関係）				
32	児童の安全の確保等に関する取組	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	25
33	女性相談所等における一時保護体制・対応の充実	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	25
34	児童虐待の再被害防止・早期発見のための関係機関の連携等	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	25
35	警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化	警察本部	関係各課	26
36	再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）	警察本部	生活安全部人身安全対策課	26
37	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察本部	警務部広報相談課 事件主管課	26
38	行方不明者対策強化	警察本部	生活安全部人身安全対策課	26
2 二次的被害の防止				
39	県民・事業者の理解の促進	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	27
40	犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	27
41	インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	27
42	犯罪被害者等に関する情報の保護【再掲】	警察本部	警務部広報相談課 事件主管課	27

施策名	所管部局等	頁	
基本方針4 県民・事業者の理解の促進（条例第8条第4号関係）			
1 県民・事業者の理解の促進（基本法第20条関係）			
43 様々な機会・媒体を通じた広報啓発の展開	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課 関係各課	28
44 「犯罪被害者週間」を中心とした集中的な広報啓発の実施	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課	28
45 犯罪被害者等施策に関連する特定の期間における広報啓発の実施	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 女性力・平和推進課 青少年・子ども家庭課	28
46 児童虐待防止に向けた周知広報	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	29
47 DV防止に向けた意識啓発	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	29
48 犯罪被害者等の人権を含む人権問題に関する啓発	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	29
49 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察本部	生活安全部人身安全対策課	29
50 各種統計等を集約した情報の発信	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	29
基本方針5 民間支援団体・支援従事者の育成・支援（条例第8条第5号関係）			
1 人材の育成・調査研究（基本法第21条関係）			
51 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施【再掲】	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	30
52 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察本部	警務部広報相談課	30
53 性暴力被害者支援に係る研修の実施	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	30
54 女性相談員の資質向上	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	30
55 児童養護施設職員等の資質向上	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	30
56 交通事故相談所職員の育成	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	31
57 民生委員・児童委員に対する研修の実施	子ども生活福祉部	福祉政策課	31
58 学校における相談対応能力の向上	教育庁	保健体育課	31
59 犯罪被害者等の状況把握等	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	31
2 民間支援団体に対する支援（基本法第22条関係）			
60 民間支援団体における人材の確保・育成	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課	32
61 民間支援団体の活動に対する支援	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課	32

施策名	所管部局等	頁
基本方針6 連携協力体制の整備（条例第8条第6号関係）		
1 総合的な支援体制の整備		
62 沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの配置	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 33
63 犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 33
64 沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 33
65 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課 33
66 関係機関・団体との連携の推進	警察本部	警務部広報相談課 34
67 死傷者多数の事案発生時における対応	警察本部 子ども生活福祉部	関係各課 消費・暮らし安全課 34
2 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）		
68 県における犯罪被害者等に関する相談体制 （主な窓口一覧）	各関係部局	各関係課 35
		○消費・暮らし安全課 ○県警察 ○女性力・平和推進課 ○青少年・子ども家庭課 ○義務教育課 ○生涯学習振興課 ○高齢者福祉介護課 ○障害福祉課 ○地域保健課 ○保健医療総務課 ○医療政策課 36
69 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 37
70 自助グループの紹介等	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課 37
71 インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等 【再掲】	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 37
72 県をまたぐ支援が必要な場合における対応	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 37
73 海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集	文化観光スポーツ部	交流推進課 37
74 指定被害者支援要員制度の活用	警察本部	警務部広報相談課 37
75 「被害者の手引」の作成・配布	警察本部	警務部広報相談課 刑事部刑事企画課 38
76 性犯罪被害者に対する情報入手の利便性の向上	警察本部	警務部広報相談課 刑事部捜査第一課 38
3 市町村における支援体制の充実に向けた取組		
77 市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 39
78 犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施【再掲】	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 39
79 市町村個別巡回訪問の実施	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 39
80 市町村巡回パネル展の実施	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 39

沖縄県犯罪被害者等支援計画

令和5年6月

沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課

TEL:098-866-2187 FAX:098-866-2789

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/index.html>

計画の全文は県のホームページに掲載しています。

